

騒音・振動の測定結果（固型化処理施設：令和5年度）

実施年度				令和5年度											基準値等 ^{※1}
実施月／調査日				4月度	5月度	6月度	7月度	8月度	9月度	10月度	11月度	12月度	1月度	2月度	
対象	測定項目	測定地点		単位	6日	9日	5日	4日	1日	5日	5日				
騒音	時間率騒音 レベル L ₅	敷地境界 4カ所	固-1	dB	55	54	54	55	66 ^{※2}	57	50				
			固-2		60	60	60	60	63 ^{※2}	60	59				
			固-3		55	56	52	55	61 ^{※2}	58	52				
			固-4		60	59	58	60	59 ^{※2}	60	60				
振動	時間率振動 レベル L ₁₀	敷地境界 4カ所	固-1	dB	38	35	37	37	31	<30 ^{※3}	<30 ^{※3}				
			固-2		61	60	61	60	61	61	34				
			固-3		37	40	31	38	35	42	34				
			固-4		56	57	55	56	52	57	32				

※1 騒音については、本施設は「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づく騒音指定施設に該当し、第3種区域（用途地域以外の地域）の昼間（7時から19時）60dB以下が基準値となる。一方、振動については、本施設は「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づく区域区分に立地しないため同条例に該当しないが、第2種区域の昼間（7時から19時）65dB以下を参考値とした。

※2 除外できない蟬の鳴き声があった。

※3 【<30】は定量下限値未満を示す。

騒音・振動の測定結果（第二保管施設：令和5年度）

実施年度				令和5年度											基準値等 ^{※1}
実施月／調査日				4月度	5月度	6月度	7月度	8月度	9月度	10月度	11月度	12月度	1月度	2月度	
対象	測定項目	測定地点		単位	6日	9日	5日	4日	1日	5日	5日				
騒音	時間率騒音 レベル L ₅	敷地境界 4カ所	保-1	dB	55	55	55	60	58	57	59				
			保-2		53	57	58	59	60	59	55				
			保-3		51	52	60	57	59	52	54				
			保-4		52	54	56	55	60	53	52				
振動	時間率振動 レベル L ₁₀	敷地境界 4カ所	保-1	dB	38	39	41	43	<30 ^{※2}	40	43				
			保-2		40	36	40	45	41	42	36				
			保-3		31	32	33	33	33	<30 ^{※2}	<30 ^{※2}				
			保-4		31	32	32	38	34	<30 ^{※2}	33				

※1 騒音については、本施設は「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づく騒音指定施設に該当し、第3種区域（用途地域以外の地域）の昼間（7時から19時）60dB以下が基準値となる。一方、振動については、本施設は「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づく区域区分に立地しないため同条例に該当しないが、第2種区域の昼間（7時から19時）65dB以下を参考値とした。

※2 【<30】は定量下限値未満を示す。

騒音・振動の測定結果（破碎・改質処理、第四保管施設：令和5年度）

実施年度				令和5年度											基準値等 ^{※1}
実施月／調査日				4月度	5月度	6月度	7月度	8月度	9月度	10月度	11月度	12月度	1月度	2月度	
対象	測定項目	測定地点		単位	6日	9日	5日	4日	1日	5日	5日				
騒音	時間率騒音 レベル L ₅	敷地境界 4カ所	破-1	dB	52	59	59	59	59 ^{※3}	53	58				
			破-2		59	57	56	57	61 ^{※3}	59	58				
			破-3		60	55	52	59	58	57	57				
			破-4		56	55	54	56	59	58	57				
振動	時間率振動 レベル L ₁₀	敷地境界 4カ所	破-1	dB	38	43	42	41	36	39	36				
			破-2		<30 ^{※2}	<30 ^{※2}	<30 ^{※2}	<30 ^{※2}	<30 ^{※2}	<30 ^{※2}	<30 ^{※2}				
			破-3		54	43	40	39	50	43	39				
			破-4		38	36	43	41	50	41	36				

※1 騒音については、本施設は「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づく騒音指定施設に該当し、第3種区域（用途地域以外の地域）の昼間（7時から19時）60dB以下が基準値となる。一方、振動については、本施設は「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づく区域区分に立地しないため同条例に該当しないが、第2種区域の昼間（7時から19時）65dB以下を参考値とした。

※2 【<30】は定量下限値未満を示す。※3 除外できない蟬の鳴き声があった。

騒音・振動の測定地点

